

令和6年度

除草作業業務委託設計書

委託場所

湖北水道企業団 事務所 玉里新配水場 他12箇所

湖北水道企業団

本工事内訳書

費目・工種・種別・細目	単 位	当初設計			変更設計			備 考
		数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
湖北水道企業団 事務所	式	1						
除草工・集草工	回	6						内訳第1号
せん定工	回	3						内訳第2号
玉里新配水場・柏原配水場	式	1						
除草工・集草工・運搬・処分	回	6						内訳第3号
染谷送水場・取水井	式	1						
除草工	回	6						内訳第4号
【 直接工事費計 】								
共通仮設費率額	式	1						
【 共通仮設費計 】								
【 純工事費 】								
現場管理費率額	式	1						

除草作業計画書

	対象施設	敷地面積	上屋床面積	除草面積(m ²)	集草面積(m ²)	剪定面積(m ²)
No.1	湖北水道企業団 事務所			600.00	600.00	230.00
No.2	玉里新配水場	11,250.16		9,205.00	1,056.00	
No.3	柏原配水場	6,516.43		1,744.00	1,744.00	
No.4	染谷送水場	1,706.94	144.00	1,562.94		
No.5	玉里2号井	102.00	38.69	63.31		
No.6	玉里3号井	1,118.00	22.30	566.00		
No.7	玉里5号井	88.00	16.30	71.70		
No.8	玉里6号井	185.00	21.00	164.00		
No.9	玉里8号井	275.00	21.00	254.00		
No.10	柏原4号井	60.00	16.70	43.30		
No.11	恋瀬2号井	107.00	16.70	90.30		
No.12	恋瀬3号井	100.00	15.00	85.00		
No.13	恋瀬4号井	282.00	19.60	262.40		
No.14	恋瀬5号井	100.00	20.90	79.10		

除草作業

対象施設		面積(m ²)		回数(回)	
No.1	湖北水道企業団 事務所	600.00	(内訳第1号)	6	5～10月 各月1回
No.2～3	玉里新配水場 柏原配水場	10,949.00	(内訳第3号)	6	5～10月 各月1回
No.4～14	染谷送水場及び取水井	3,242.05	(内訳第4号)	6	5～10月 各月1回

集草, 積込・運搬作業

対象施設		面積(m ²)		回数(回)	
No.1	湖北水道企業団 事務所	600.00	(内訳第1号)	6	5～10月 各月1回
No.2～3	玉里新配水場管理本館周辺 柏原配水場RC配水池上, グリーンベルト	2,800.00	(内訳第3号)	6	5～10月 各月1回

植木剪定作業(集草含む)

対象施設		面積(m ²)		回数(回)	
No.1	湖北水道企業団 事務所	230.00	(内訳第2号)	3	5～10月 内3回

クリーンセンターへの搬入

対象施設		回数(回)	
No.2～3	玉里新配水場 柏原配水場	作業毎 各6回	(内訳第3号)

令和 6 年度

除草作業業務委託 仕様書

湖北水道企業団

第1章 総則及び目的

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、湖北水道企業団（以下「企業団」という。）が受託者に業務委託する除草作業業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものである。

(目的)

第2条 本業務は、企業団の指示する水道施設について、除草業務遂行に必要な最小限の定めであって、除草作業の適正な維持に寄与すべく、利用者に迷惑のかからないような管理業務を行うことを目的とする。

(優先順位)

第3条 本業務は、下記により施工し相互間の内容に相違がある場合は、別途協議によるが、原則として優先順位は下記のとおりとする。

- 1) 本仕様書
- 2) 湖北水道企業団配水管布設工事標準仕様書

(疑義)

第4条 本仕様書に明記なき事項、又は作業の過程において仕様書の内容もしくは解釈について疑義を生じた場合は、双方協議して定めるものとする。

(債務)

第5条 本業務に必要な機械、道具、備消耗品はすべて受託者が負担し、使用機材については必ず企業団から承認を得て使用するものとする。

- 2 受託者は業務に伴う第三者への損害はその責を負うものとする。

第2章 業務内容

(除草作業内容)

第6条 本業務は、作業工程に基づき期間を通して良好な維持管理を行うものとする。原則として機械刈りによるものとし、構造物周辺で機械刈りが困難な箇所は、手刈りとする。

(除草対象施設)

第7条 湖北水道企業団 事務所、玉里新配水場、柏原配水場、染谷送水場、玉里2号井、玉里3号井、玉里5号井、玉里6号井、玉里8号井、柏原4号井、恋瀬2号井、恋瀬3号井、恋瀬4号井、恋瀬5号井

※ 除草場所及び面積については、除草作業計画書を参照

(除草期間及び除草回数)

第8条 各対象施設の除草回数については、5～10月の各月1回、延べ6回実施すること。また湖北水道企業団 事務所の植木剪定作業については、5～10月の間に3回実施することとし、実施時期については監督員と協議するものとする。

実施間隔は期間内をならして行うこと。但し、草伸び状況に対応したものとする。

(集草対象施設)

第9条 湖北水道企業団 事務所 植栽エリア及び芝生帯、玉里新配水場管理本館及び各設備周り芝生帯、柏原配水場グリーンベルト周り及びRC配水池上芝生帯についての除草については、これを集草するものとする。

※ 集草場所及び面積については、除草作業計画書を参照

(処分)

第10条 玉里新配水場、柏原配水場においては、除草・集草したものを作業毎に、企業団が指定するごみ処理施設に受託者が搬入するものとする。

処分手数料については、一般廃棄物処理手数料減免許可書（以下「許可書」という。）により減免とする。

許可書については、作業前に監督員から貸与を受け、作業後に必ず監督員に返却することとする。

また、減免許可申請をするにあたり、搬入車両のナンバー等の報告が事前に必要なため、受託者は契約後速やかに、監督員に連絡すること。

(提出書類)

第11条 本業務の提出書類は次のとおりとする。

- 1) 作業計画書（全月）
- 2) 作業日報
- 3) 写真記録の提出（作業前・作業中・完了）
- 4) その他契約に基づく必要書類、湖北水道企業団配水管布設工事標準仕様書に記載されている書類及び監督員の指示するもの。

(作業日及び時間)

第12条 原則として、8時30分～17時15分（後片付け含む）までとする。

2 作業実施日について、受託者は作業実施日前日の17時までに監督員へ連絡すること。

3 土日祝日には除草作業を行わないものとする。ただし、やむおえない場合は、必ず監督員と協議し、事前の許可を受けること。

(作業中の安全確保)

第13条 労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、除草作業に伴う事故の防止に努めること。

(その他)

第 14 条 作業従事者は、刈払機取扱安全衛生教育を受講していること。

2 作業の開始前と終了時に、作業内容と状況について監督員に報告すること。

3 本業務で業務遂行上疑義が生じたときは、双方が協議の上速やかに処理するものとする。

(委託期間)

第 15 条 本業務の履行期間は、契約日の翌日より令和 6 年 10 月 31 日までとする。